

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	薬務課 薬物対策・企画担当
内線番号	4786

No.	項目	内容
①	処分名	覚せい剤製造業者等(覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者)の指
②	法令名	覚せい剤取締法
③	法令番号	昭和26年法律第252号
④	根拠条項	第3条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第3条第1項 覚せい剤製造業者の指定は製造所ごとに厚生労働大臣が、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定は病院若しくは診療所又は研究所ごとにその所在地の都道府県知事が、次に掲げる資格を有するもののうち適当と認めるものについて行う。</p> <p>一 覚せい剤製造業者については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第十二条第一項(医薬品の製造販売業の許可)の規定による医薬品の製造販売業の許可及び医薬品医療機器等法第十三条第一項(医薬品の製造業の許可)の規定による医薬品の製造業の許可を受けている者(以下「医薬品製造販売業者等」という。)</p> <p>二 覚せい剤施用機関については、精神科病院その他診療上覚せい剤の施用を必要とする病院又は診療所</p> <p>三 覚せい剤研究者については、覚せい剤に関し相当の知識を持ち、かつ、研究上覚せい剤の使用を必要とする者</p> <p>2 覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定に関する基準は、厚生労働省令で定める。</p>
⑦	審査基準	・覚せい剤取締法の施行について(昭和26年7月20日発薬第293号厚生事務次官通知)
⑧	経由機関名	府保健所
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)25日
	経由期間	10日
	協議機関	
	当該処分機関	15日
⑫	問合せ	薬務課薬物対策・企画担当(075-414-4786)
⑬	備考	